

平成 30 年 12 月 21 日

[担当部署]	武蔵野市環境部緑のまち推進課
[募集テーマ]	武蔵野市緑の基本計画（案）
フリガナ [氏 名]	トクテイヒエイリカツドウホウジン シミン カイギ 特定非営利活動法人 市民まちづくり会議・むさしの
[住 所]	東京都武蔵野市緑町二丁目4番4号—520号
[電話番号]	連絡先：0422-31-2205、080-3020-2995
[ファックス番号]	連絡先： 0422-31-2246
[Eメールアドレス]	連絡先： fshino@rc5.so-net.ne.jp
[ご意見]	添付の意見書の通り。

平成 30 年 12 月 21 日

～ ブランク ～

平成 30 年 12 月 21 日

〒180-8777

武蔵野市緑町 2-2-28

武蔵野市 環境部 緑のまち推進課 御中

sec-midori@city.musashino.lg.jp



東京都武蔵野市緑町二丁目4番4号—520号

特定非営利活動法人

市民まちづくり会議・むさしの

連絡先： 理事長 篠原 二三夫
電話：0422-31-2205、Fax：0422-31-2246
携帯：080-3020-2995
E-mail：fshino@rc5.so-net.ne.jp

武蔵野市緑の基本計画（案）に対する意見書

当会のまちづくり活動には日頃からご理解を賜り、ありがとうございます。

さて、掲題の「武蔵野市緑の基本計画（案）」についての意見募集に対応し、以下の通り、当会としての率直な意見を申し述べますので、基本計画（案）への反映につき、よろしくご検討、ご勘案のほどお願い申し上げます。

【 意見 】

1. 武蔵野市緑の基本計画の構成について

「武蔵野市緑の基本計画 2008」と今回の改定案を比べると、両者の構成は次のようになっています。今回の計画案は、構成的にも完成しているのでしょうか。それとも、今後、第5章や第6章が加わる予定なのでしょうか。

次の表のように、両者を比べた場合、今回の計画案では、2008年計画の「第5章 地域別方針」および、まとめとも言うべき「第6章 計画の推進」が抜けているように見えます。これらの点に関する説明はなく、また、どのような資料編が付けられるのか、そのリストもなく、パブリック・コメントをとるにあたって、十分な情報が提供されていません。遺憾ながら、一見して完成度の低い計画案という印象を受けます。構成案に関する適切な情報提供をお願い致します。

武蔵野市緑の基本計画 2008	今回の計画案
第1章 計画の背景（旧計画の評価を含む）	第1章 武蔵野市の緑の経緯と概要
第2章 武蔵野市の緑	第2章 緑の基本計画の評価
第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本的な考え方
第4章 将来像を実現するための施策	第4章 将来像を実現するための施策
第5章 地域別方針	
第6章 計画の推進	
資料編	

2. 地域別方針の欠落について

上述の通り、「武蔵野市緑の基本計画 2008」では、「第 5 章 地域別方針」が掲げられていましたが、今回の改定案では欠落しています。今後、追加でパブリック・コメントを求めるのであれば、そのむね情報提供をいただきたいと思います。

武蔵境地区、中央地区、吉祥寺地区では、都市化の水準や機能集積状況、農地や屋敷林、雑木林、街並み等が異なり、自ずと緑の状況が異なることから、本来、基本計画における統一的な緑の方針とともに、地域別方針に基づく基本施策や個別施策が講じられていくべきと考えます。

これは基本計画のあり方としては、「重要かつ大きな変更点」なので、今回の改定案において、もし、地方別方針を設けないのであれば、何故、そうするのか、又はそうせざるを得なかったのか、その背景や理由を、市民に理解できるように、今回の計画案の中に、合理的かつ明確に記述すべきではないかと考えます。

3. 計画のテーマの背景を示す必要性

今回の改定案の「第 3 章 計画の基本的な考え方」では、「3 計画のテーマ」として「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」を設定するとありますが、何故、このテーマが設定されたのか、その背景や理由に関する説明がありません。計画の推進に向けて、市民の理解とサポートを得られるように、適切な説明を加えるべきではないでしょうか。

4. 緑の質の向上に向けた 3 つの課題の評価と継承の必要性

今回の改定案は、過去 10 年間の成果を検証した上で、新たな計画を策定することを念頭に置いているはずですが、この 10 年間に、武蔵野市では、「武蔵野市景観ガイドライン」や「武蔵野市生物多様性基本計画」を策定しています。これらの計画は、社会情勢の変化を背景としているので、緑の基本計画の改定の視点として重要なものと考えます。

今回の改定でも、2008 年の改定を受けて、緑の質の向上を目指しているはずですが、2008 年の改定時に抽出した課題への対応は十分にできたと評価されているのでしょうか。「武蔵野市緑の基本計画 2008」概要版にある課題のなかで、「緑の質の向上」は以下の 3 項目でした。

✓ 身近な自然の保全と創出

緑が果たす都市環境改善や生態系保全、レクリエーション、都市景観構成、防災の役割を重視し、質の高い緑を保全することが重要です。

✓ 生態系の保全

雑木林や水辺など、生物とそれを取り巻く環境が作り出す生態系は、一度失われると同じものを創り出すことは容易ではありません。

✓ 武蔵野の風景の保全

農地や雑木林などの市内の貴重な「武蔵野の風景」を積極的に保全することが重要です。

何れも重要な課題で、まだ、その対応は十分ではなく、今回の計画でも継承すべき課題です。

「身近な自然の保全と創出」については、市が進めてきた「学校ビオトープ」がその対象の一つになりますが、今回の改定案では、成果も含めて全く触れられていません。何らかの書き込みが必要です。

「生態系の保全」については、市の事業のなかで山間部の自然をフィールドとした「奥多摩武蔵野の

森」や「二俣尾・武蔵野市民の森づくり」と里山的な自然を対象として市民が活動する「境山野緑地の保全」などが取り組みの対象となるといえますが、前者は森の回復、後者は雑木林の若返りを目指していることなどを成果として示し、生物多様性の面からの重要施策として位置づけてください。

「武蔵野の風景の保全」についても、課題は依然、課題のまま、武蔵野市が景観行政に舵を切ったことから緑の基本計画でしっかり書いておくべきです。対象地は農業ふれあい公園と周辺の農地、歴史的な雑木林である境山野緑地、玉川上水等を含む大きなエリアで、景観として多様な自然を守るための今後の方向性を明確にして欲しいところです。

5. 計画の基本的な考え方の図面修正のお願い

「第3章の2 将来像（P21, 22）」に武蔵野市の平面図があります。これは2008年の図面をリメイクしたものと思われませんが、何を伝えたいのかが分からないので、最低限、以下の諸点につき、内容を修正してください。

- ・玉川上水と千川上水に挟まれた境公園は、実現性が無いのなら消してください。
- ・主要道路が「緑の軸」として示されていますが、街路樹が無い道路、将来的にも街路樹が植えられそうもない道路が緑に塗られています。道路計画との関連の中で整理して下さい。
- ・民間の緑の拠点として大学は入っていますが、優良な緑を有する大手企業（NTT, 横河電機など）も加えてください。
- ・市外の緑の拠点として、武蔵野大学、善福寺公園がありますが、南西の野川公園、多磨霊園、ICUもこの画角であれば入れてください。

6. 緑の維持・保全にとどまらない、再生に向けた取り組みについて

「武蔵野市緑の基本計画 2008」では、その「第2章武蔵野の緑、1. 現状、4）緑の現況、(概況) ●樹木他」に、「市はこれまで、樹木、特に大木については極力切らずに、しかも自然樹形を保つことに力を注いできました。その結果、枝を張り大きく成長した大木の存在が、緑被率の維持に大きく貢献しています」とあります。また、同基本計画の「第2章武蔵野の緑、3. 課題、4）公有地の緑の充実、●ニーズの多様化への対応」にて「～ その結果、整備される公園が緑の少ないものになりがちで、場合によっては整備前よりも緑が減ってしまう状況にあります。一方で樹木の多い姿のまま公園として整備してほしいというニーズもあります」としています。

こうした課題を持ちつつも、「第4章 将来像を実現するための施策」では、「今ある緑を守る」において「公有地の緑は増加しているものの、維持管理に様々な課題を抱えています。そこで、緑を維持し充実させるため、大木や農地、雑木林など武蔵野の面影を残す緑の保全や、街路樹や公園の適正な管理を行います。同時に、既存公園の改修（リニューアル）などにより、今ある緑の果たす機能をさらに高め、質の高い緑へと再生させます」とし、同39頁では全体の施策体系を具体的に示し、「今ある緑を守る」では、「緑を維持し充実させる」だけでなく、さらに「緑を再生させる」を掲げ、「公園の改修（リニューアル）」及び「境山野緑地の保全」は、「市の長期計画に位置づけられている施策であり、施策の中でも特に重点的に推進します」とされていました。

つまり、緑被率という上空からの視点による緑の充実のみならず、緑の維持保全から一步踏み込み、一時的に一部の緑被率が低下するとしても、長期的かつ大木や古木がもつ安全管理上のリスクの軽減や、

住民が緑に接する地上部における本来の緑の効用を発揮するために、敢えて「再生」や「リニューアル」を掲げたものと評価されます。この際には、単なる見た目だけではなく、「武蔵野市生物多様性基本方針、平成 29 年 4 月」における生物多様性についても配慮されていたものと考えられます。

施策 15 (52 頁) では「樹林地の保全」、施策 16 では「農地の保全」、施策 17 では「公園の改修 (リニューアル)」、施策 19 では「境山野緑地の保全」が明示的に掲げられ、特に施策 19 では「市内の雑木林は、宅地化などによってほとんどが消失し、今では境山野緑地が、市内に残る本来の雑木林としては唯一の存在となっています。境山野緑地の保全と活用については、平成 19 年度に委員会を設け、検討を行いました。その結果、樹木を極力伐採しないこれまでの市の施策に対し、林の自然を再生させるためには、適度な伐採を含めた更新も必要だという提言を受けています」との記述があります。

しかしながら、今回の武蔵野市緑の基本計画 (案) においては、こうした過去の議論の積み重ねにも関わらず、雑木林という表現は同案の 6 頁や 9 頁にしかみることができず、樹林地に代替されているようにみえます。過去の議論を継承し、ここは適切に雑木林というキーワードを活かすことが武蔵野市の緑の基本計画においては重要かつ必要ではないかと考えます。

境山野緑地については 14 頁に「境山野緑地の保全については、保全方法に対して様々な意見があることから今後の方向性について検討しています」、17 頁に「旧施策で挙げた「境山野緑地の保全」では、保全方法について様々な意見があることから、引き続き検討する必要があります」、34 頁に「境山野緑地などの樹林地の保全方法について引き続き検討」とあるだけで、市のスタンスは、市の表現による「旧計画」から著しくトーンダウンしたという印象を受けます。これまでの経緯は、間違いであったというならばそのように記述されるべきであるし、単に実施できない状況があったというのであれば、引き続き「旧計画」は尊重されるべきではないでしょうか。

今回の計画案における境山野緑地の記述を、例えば、「境山野緑地等については、適切な伐採や萌芽方針などの更新・保全方法を含め、長期にわたる議論を続けてきましたが、既に雑木林としての存続は限界的な状況にあることから、雑木林がもたらす市民への効用や安全性の確保、生物多様性を通じた市民や子どもたちへの教育的な効果も勘案し、速やかに雑木林としての保全に向けて適切な施策を検討し実施します」とすべきではないでしょうか。緑については「維持・保全」がひとつのキーワードでしたが、都市化が進む武蔵野市においては、さらに「再生やリニューアル」も含めた長期的な視点を設けることが、本来かつ今日的な計画づくりではないかと考えます。

7. 緑被率からより市民の視点に基づく目標設定へ

武蔵野市緑の基本計画では、従来から達成目標として、①緑被率、②歩いていくことができる公園の整備率が掲げられてきました。今回の案でも同様ですが、「緑の量、質ともに豊かな武蔵野市」の将来像は、今後 10 年も実現に向けて、引き続き継承します」とされ、計画の目標として「○緑の量についての目標だけでなく、緑の量・質ともに豊かに感じることを目安となる目標が求められます」と記述されています。しかし、この目安となる目標については具体的な記述はなく、上記の①及び②以外については、定性的な論点が掲げられているだけです。

以上の点からも、明らかに計画目標についての議論が不足していると、我々は判断せざるを得ません。納税者である武蔵野市民としても、目標の乏しい計画には賛同しにくいと考えます。緑の基本計画を達

成するためには、市民や市内企業、市民活動団体、市職員等による協働が重要なことは計画でも示されているので、これらの主体に対する継続的なアンケートを実施し、関係者がどれだけ緑の保全や拡充に貢献できたかをモニターし、毎年、貢献度の向上を目標とする施策展開を行うことによって、緑被率に重点を置いてきた従来の武蔵野市の緑の基本計画の評価指標を見直すべきではないでしょうか。

本計画案の 24 頁の緑視率 25%以上の地点の数を増やすことは良いのですが、現在の地点数を示すべきです。本来は、それをベンチマークとして、新たな計画年度内に、どれだけ増やすかを目標設定すべきではないでしょうか。

例えば、今回の計画案の 10 頁にある「●緑に関する市民意識」結果に基づき、計画年度において「本市の緑をどう思っているか」との質問に対して、約 7 割の人が「かなり満足している」「やや満足している」と回答とありますが、これを計画年度内に 8 割に向上させるべく、計画目標を設定することも考えられます。これを関係する主体別にモニターしてはどうでしょうか。その場合、例えば、「より質の高い緑の創出に貢献できたか（具体例を示す）」という設問に基づく指標をつくることもできるはずです。

同様に「地域の緑を守り育てる市民活動をおこなっているか」との質問に対して約 6 割の人が「行っている」または「今後行ってみたい」と回答しているとのことですが、実際に市民活動を行っている人の比率を計画年度内に 10%まで向上させるという目標設定も可能ではないでしょうか。

これらの目標を設定した上で、具体的なコミュニティに対応した施策や市民参加の機会を設ける施策を講じていくなどの展開が必要なのは言う迄もありません。達成度については市民に対する情報公開を通じて、政策評価を受け、さらにより効果的な施策の見直しにつなげていく必要があります。

今回の計画案の 24 頁には、「緑に関する満足度を高めます」と表示され、「●多様な主体との連携により質の高い緑を創出します」「●地域の緑を守り育てるため、市民が自ら参加できる機会を充実します」とありますが、ここには何ら具体的な指標が設定されていません。昨今においては、計画段階において、こうした評価指標が表示され、計画評価につなげられるようにするのが当たり前になっているのではないのでしょうか。

今回の計画案の範囲外と思われるかもしれませんが、各事業ベースでは、さらに事業の特性に応じた評価軸を設けることも重要と考えます。例えば境山野緑地の保全については、再生や更新の達成度、生物多様性の回復状況等、事業毎に様々な評価指標が考えられます。

8. 計画の論点から計画の目標等へのつながりが不明瞭

本計画案の「第 2 章 緑の基本計画 2008 の評価、2 計画の論点」から「第 3 章 計画の基本的考え方、4 計画の目標、5 緑の方針」への合理的なつながりが希薄な印象を受けます。それぞれにおいて検討されており、論点から課題、目標というつながりが感じられません。

そもそも、この論点をみると、「何かをするのは困難です」「何かをする必要があります」「何々が求められます」とありますが、だから何をすべきなのかという計画目標に有機的につながりません。これらの関係をもう少し丁寧に考え、図表により分かりやすく説明すべきではないでしょうか。

「第 4 章 将来像を実現するための施策、1 施策体系」では「方針」→「基本施策」→「個別施策」→「連携していく分野」という流れが体系的に示されていますが、上記はそれ以前の「論点」から「方針」へのつながりが分かりにくいという指摘ですので、ご理解いただければと思います。

9. 緑のマネジメントについての修正お願い

本計画案 18 頁の「(4) 緑のマネジメントについて、●緑を守り育む担い手の発掘と参画を促す仕組み」に、「～また、旧計画で協働を支える仕組みをつくる施策を掲げましたが、専門知識を有する現場職員の廃止などにより、人材の確保が難しいことから、制度のあり方を見直すことが必要となります」と記述されていますが、具体的に何を示すのかが分かりません。協働を支える仕組みづくりは市が定義する「専門知識を有する現場職員」がいなければ実現不能だったというのでしょうか。どのような職員をさしているのか不明なのと、緑の専門知識を有する専門家は市民の中にも多くいると思われ、どのような意図でこうした記述が設けられたのか理解できません。この点が、例えば、計画目標としては何につながるのでしょうか。多様な主体とのマネジメントの連携でしょうか。分かりやすく適切な記述にあらためていただければ幸いです。

10. 農地保全、買い取りの方針について

都市農業振興基本法、都市農業振興基本計画の成立により、農地は都市にあるべきものとされたことは、これまで自治体が独自に市街地の農地の保全に努めてきたことを法的に根拠づけ、国の政策が自治体の取り組みによろやく追随したという面で画期的なことを考えています。同時にこれらは、都市農地の多様な機能の発揮に向けた努力を求めていることに配慮する必要があります。

こうした観点から、第 2 章か、3 章の基本的な考え方のどこかで、こうした生産緑地法改正の背景に触れた上で、「本市では従来から農地を都市の貴重な緑空間と位置づけ保全に努めてきたと評価し、今後も保全に努めるとともに、都市農地の多様な機能、多面的な機能が最大限発揮できるような活用を進める」と記述し、新たなビジョンを提示してはいかがでしょうか。

今回の計画案の 27 ページの農地の保全の方針に、「必要な地域での買い取りを行う」とあります。これに対応する施策は、36 ページの個別施策①「農」と触れ合う機会と農地活用の取り組みになると思われますが、この部分には、「身近での体験が出来る農業公園などの整備の検討など」と例示されているのみであり、買い取りについての具体的な考え方は記述されていません。

これについては、まず、市内農地の限られた状況に鑑みて、「買取り申出があった際には基本的にすべて買い取る」ことを方針とすべきではないでしょうか。これに対して、「必要な地域」と買い取りを限定するのであれば、必要な地域の「基準」を事前に明示する必要があり、「基準」に基づく具体的な取り組みを個別施策に記述すべきではないでしょうか。

本計画案の個別政策としては、買い取った農地を農業公園にすることが読み取れますが、必ずしも公園化することが、都市農地の多様な機能の発揮につながるとは限りません。また、今や、都市農業に期待されることは、住民の農体験や地産地消といった従来から取り組まれていることにとどまりません。農園を活用して子育て支援に取り組んだり、異文化理解の促進に取り組んだりする事例が出てきているように、農は地域課題の解決に取り組む場として、その可能性に着目すべきです。公園にすると、公園であることによる様々な制約が生まれ、こうした可能性を妨げてしまうことも考えられます。したがって、市が買い取った農地の活用方法として、農業公園以外の方法も多様に検討していくことを明記しておくべきではないでしょうか。このように

「農」と触れ合う機会の創出を施策とするなら、農地に限らず、市内の空き地や公共事業用地などの宅地や雑種地等を一時的に農園とする取り組みも加えるべきです。

平成 30 年 12 月 21 日

「緑」を念頭に「公園」としての農地活用に短絡するだけでなく、上記のように農業自体の特性や地域課題にも着目して、きめ細やかな農地の活用方策を考えて計画することによってこそ、武蔵野市の農地保全・活用を、緑の保全策として位置づけることができると考えます。

農地の保全・活用について、しっかりした議論と計画への反映をお願い申し上げます。

以上